

第6回厚生常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和元年6月18日(火)午前10時0分
- 2 閉会日時 令和元年6月18日(火)午後0時8分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
2番 大森 進次君 5番 光成 良充君 9番 原田 素代君
11番 松田 勲君 13番 福木 京子君 15番 岡崎 達義君
- 5 欠席委員
なし
- 6 説明のために出席した者
市長 友實 武則君 副市長 前田 正之君
副市長 川島 明昌君 市民生活部長 作本 直美君
保健福祉部長 入矢五和夫君 赤坂支所長兼市民生活課長 土井 常男君
熊山支所長兼市民生活課長 矢部 恭英君 吉井支所長兼市民生活課長 是松 誠君
市民課長兼協働推進課長 稲生真由美君 環境課長 大窄 暢毅君
社会福祉課長 原田 光治君 子育て支援課長 馬場 弘祥君
健康増進課長 石原万輝子君 介護保険課長 谷名 菜穂子君
熊山診療所参事兼健康増進課参事 川原 達也君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 主査 細川 伸也君
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第31号 赤磐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(赤磐市条例第13号)
 - 2) 議第34号 和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合規約の変更について
 - 3) 議第35号 令和元年度赤磐市一般会計補正予算(第1号)
 - 4) 議第36号 令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 - 5) その他
 - ・事業の進捗状況について
 - ・その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（光成良充君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第6回厚生常任委員会を開会いたします。

初めに、友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆様、おはようございます。

本日は第6回になりますが、厚生常任委員会を御多忙の中お開きいただきましてありがとうございます。

ちょうど1年前、大きな災害がございました。早いもので1年が来ようとしているところでございます。ことしも雨の時期に近づいてまいりました。赤磐市では災害に備え万全の体制で臨んでいこうと、職員一同、頑張っているところでございます。

そういう中で本日の常任委員会でございますけれども、御協議、審査をいただく案件といたしましては、6月定例会市議会に上程させていただいております議案案件、そして令和元年度の事業の進捗状況、その他について審査あるいは御議論をいただくようになります。どうぞよろしくお願い申し上げます、開会の御挨拶にさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 本日、説明員として健康増進課の川原参事を出席させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（光成良充君） はい、わかりました。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第31号赤磐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第13号）から議第36号令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの4件でございます。

それでは、議第31号赤磐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第13号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 議第31号につきましては、本会議で説明したとおりでございます。補足説明はございませんのでよろしくをお願いいたします。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） 今回保証人をつけるということなんですが、つける経緯を教えてください。できればと思います。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 従来から法律で保証人をつけるということで規定がございました。今回の法律改正で保証人についての規定を条例で設けるというふうに改正がなされておりますので、その法改正に伴っての条例における規定をしたということでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 国に沿ってということだと思んですけど、今までつけてなくっている問題点があったんじゃないかなと思うんですけど、その辺をわかれば教えてください。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） これまで保証人をつけるということで来ておりますので、保証人をつけなかったという事例はないということでございます。

○委員（松田 勲君） 条例につけてなかったけどあったということ。

○社会福祉課長（原田光治君） そうです、法で規定がずっとありまして、今回から条例で規定がなされたということで、保証人制度自体はずっと以前からございました。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 同じような質問なんですけれど、この保証人が3項のところ、連帯して債務を負担すると、連帯保証人になってるんです。保証人と連帯保証人では、かなり責任の重さが違うんですけど、なぜここは連帯保証人になってるんですか。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） こちらの規定でございますけれども、法律のほうでこのような同様の規定がございまして、そのままを引用させていただいております。

以上です。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 普通、保証人っていうと、債務を負担する人は保証人だったらいいわっていうんですけど、これ連帯保証人になると債務者とほとんど同じなんです。保証人だったら抗弁権があるんですけど、連帯保証人には抗弁権がないんです。そうすると、債務を負うほ

うは、そこらあたりがはっきりわからないと思うんですけど、その説明っていうのはきちっとされるんですか。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） その辺は貸し付けをする際に、十分な説明が必要と思われるので、十分説明を果たしていきたいと考えております。

以上です。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 保証人をつけるということは、今まで保証人をつけないでいた場合に償還ができなかったということがあったわけですか。国のほうではそういうことがあったわけですか。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 法律で保証人の制度がもともとございまして、その法律での規定を今回の法改正では条例で規定するようになったというふうに規定する段階が法から条例にかわったということございまして、その保証人制度自体に対する内容の変更があったわけではございません。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） ということは、国では保証人をつけることはずっと決まってる、条例ではそれが抜けてたんで、今回条例の中で保証人という言葉を入れたということの理解でよろしいですか。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） そうです。法律改正で法律のほうから保証人という規定がなくなりまして、法改正で各自治体の条例で保証人の規定を定めることになったというところを反映させたものになっております。

以上です。

○委員（岡崎達義君） ちょっと今の説明がよくわからないんですけど、もう少しわかりやすい説明をお願いします。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 法改正がございまして、保証人の規定をつけるということが

条例に委任されたということになっております。それに従いまして、赤磐市の条例のほうで新たに保証人制度を明記した、設けたということになっております。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） ということは、今まで法の中には保証人という規定がなかったけど、今回法改正があって保証人という規定が入ったから条例を改正するということですね。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 保証人の規定は法律のほうで従来からありました。そのあった保証人という制度を法律のほうから条例のほうで規定しなさいというふうに法改正がありまして、それに従いまして赤磐市では条例のほうに保証人ということを法の改正を受けて定義したということでございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 岡崎委員が言った、連帯保証人をつけたという辺の説明をもう少し、説明していただけますか。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 通常の保証人制度でしたら、まず借りた方に対して借入金を返してくださいと言いまして、その方が返せないですとか、返済不能に至った場合に初めてその保証人の方にその債務を払ってくださいというふうに言うんですけども、連帯とつきますと通常の保証人より縛りが大きいといえますか、借りた人とほぼ同等の債務の責任を負うということで借りた人と同じよう保証人に対してもお金の返済をしてくださいというふうにこちらとしては言うことができるというような制度です。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 市としては、貸す側としてはそりゃあもう厳しくするんですけど、いざ災害を受けて生活が厳しい人が借りる場合に、連帯までつけて急遽こういうことが利用できるかどうか。そこが借りる側としては厳しくなってくるんじゃないかと思うんですけど、その辺の救済措置みたいなのはありますか。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 保証人をつけるという制度としてはあるんですけども、借り入れした後に、利子等ありますが、利子補給制度を設けたりですとか、借りた後の返済に対しての援助といえますか、ある程度フォローできる要素は制度として備えております。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） この連帯保証人というのは、相当重く、借りる側としたらなると思うんです。だから親戚や知人やそういう人がしてくださればいいですけど、なかなか難しい状況の人も出てくるんじゃないかなと。これまでは案外そういう重たくなくても保証人も要らないようにする方法も貸し付けのほうでは、気軽に借りれるような方法になってる面と、今回は厳しくなってくるわけですから、そのあたりで災害に遭ったり弱者の人に対する借りやすいような、そういうことは考えていただきたいなど、救済措置みたいな。意見として述べておくしかないかな。その辺の御答弁お願いします。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） その辺の御意見頂戴いたしましたので、今回すぐというわけにはいきませんが、今後に向けてそういったことも含めまして検討していきたいと考えます。

以上です。

○委員長（光成良充君） 他にございますか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） これは条例改正なんで、余りそういう話はせんほうがいいかと思うんですけど、保証人の基準というか、そういった規約みたいなものもあわせてあるんですか。保証人はどういった人じゃないとなれないとか、民間だったら基準があると思うんですけど、そういった基準を規約か何かで設けているんでしょうか。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 保証人になれる資格云々についての規定までは設けてありません。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 設けないと誰でもいいということになると、債務負担するんだったらどうなのかなというのがあるんですけど、こういう条例をつくったら附則か何かで規約をつけないんですか。誰でもいいということになるんですか、保証人を立てれば。民間だったらあれだと思っんです。

あともう1つ、教育ローンとかになると、例えば保証人が身内がなれないとなった場合は、身内に迷惑はかけたくないという場合は保証協会みたいな民間の補償してくれる機関があるんです。そういったところに、要するにさっき福木さんが言われたように、災害状況になってなかなか保証人が立てられない場合には、第三者の公的な保証協会みたいなそういったことを利用するような制度とかそういったものもあるんでしょうか。これは条例とは違うと思うんですけども、わかれば教えていただきたい。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 今おっしゃられました民間の補償制度に関しましては、今回答えを持ち合わせておりません。申しわけございません。

○委員（松田 勲君） じゃあもう1個、最初の。

○委員長（光成良充君） もう1回言ってもらいましょうか。

○社会福祉課長（原田光治君） 済みません、もう1度お願いいたします。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 最初に言ようたのは、どういった人が保証人になれるかという規約とか、そういったものを設けなくて大丈夫なんですか。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 誰でもというわけではなくて、慎重に審査する必要はあると思いますけども、具体的な基準については現状ではございませんので、そういった面も含めまして貸し付けする際には慎重に事務的に進めるようにしていきたいと思います。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 審査するにしても基準がないと審査できんのんじゃないですか。どういった人がいいとかある程度決めてないと保証人を立てるにしても基準が決まらないと審査のしようがないと思うんですけど。年収とかいろいろ。その辺をもう1回。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 民間に準じた貸し付けになりますので、民間の規定に準じた貸し付けの審査といたしますか、基準に従って事務処理を行うようになると考えます。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 要するに、保証人、連帯保証人っていうのは、民法の規定を準用するわけでしょ。だから、さっき松田委員が言われてたように、資格っていうのも民法上の資格によるわけだから、本人が保証人になりますよっていったら身内でもいいわけですし、未成年者でもいいわけですし、民法上では。だから、そこらあたりを考えると規定されてるわけですね。条例だから、赤磐市に沿った形の変更もできるわけですか。そこも1つお願いしたい。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 保証人云々の規定に関しましては、民法上の保証債務と一緒に

の規定に従いまして保証人になっていただきますので、赤磐市独自の解釈は入らないということになります。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 条例を制定するということは、たとえ上位法を受けて条例を制定されても、赤磐市独自の、ここは赤磐市はこういうふうにしたいんですっていう条例っていうのもできるわけでしょ、結局。だから、保証人を設定したいっていうことが規定されてますけど、もう少し緩やかな方法もできるんじゃないかなと思うんですけど、そこはどうなんですか。上位法にきちっと沿ったものを条例としてつくらないとだめなんですか。特に保証人なんかというのは、連帯保証になるとなかなか手を挙げてくれる人がいないというわけです。例えば100万円、200万円のお金を借りるとしても連帯保証をつけないとだめっていうことになると、連帯保証人になってくれる人ってなかなかいないわけです。直接請求が来るわけですから、連帯保証人に。そうすると、やっぱり皆さん借金するのは嫌なわけですから、払える人はいいですけど、被災したらなかなか身内の方、払えない人が多いわけですから、そこらあたりも考えて、条例化するんだったら、赤磐市として独自にどういうふうにすれば一番いいのかっていうのを考える必要があるんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 赤磐市としましては、当然貸付金になりますので、そういった貸し付けしたものが返ってこないというような滞るような事態も考えられます。そういった意味合いで赤磐市としましては、保証人をつけていただく制度ということで今回の改正をさせていただきますようにいたしました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） この新旧対照表で見ますと、現行のほうの15条の償還等のところに3項保証人という文言が入ってるんです。だけど、14条のところの利率のところには、利率しか入っていない。要するに、新の場合は利率及び保証人としてここで連帯保証人制度も入っているんですけど、この15条の5に書いてある、この3の償還免除保証人、一時償還違約金及び償還金の支払い猶予についてはっていう、ここで言う保証人っていうのは現行のにも保証人制度はあったというふうに理解していいんですか。連帯保証ではないけど保証人はいたということですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） こちらの保証人は、今回の改正でいうところの保証人と同じ内容になりまして、15条3項にもともと保証人があったのは、その下に出てきてますけど、法で規定があったのが今回の改正で条例で規定するということになりましたんで、法で規定していたということを指し示しているところから保証人という言葉が削れまして、今回条例で新たに規定ということになりましたんで、14条のほうでその保証人の規定を設け直すといえますか、条例で新たに規定したということです。

○副委員長（原田素代君） よろしいですか。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 私が聞きたかったのは、旧の条例の中にも保証人という文言が入っていて、今回この弔慰金を借りるに当たっての保証人をたてるようになっていたんじゃないですかということを知りたいんです。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 改正前の14条には保証人という言葉がありませんでした。15条のほうにありました。15条のほうは、もともと法に規定していた保証人という言葉でしたので、法律改正で法律のほうから保証人という言葉がなくなりましたので、今回新たに条例のほうで、14条で保証人の規定を設けたというのが改正内容ということになります。

○副委員長（原田素代君） 済みません。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） しょうもない質疑をしてるなと思うんですけど。そうでなくて、それはわかるんです。法律上そういうふうを書いてないからこっちへ移したというだけで。現行でも保証人をちゃんと立てて、保証人がそうやって払えない人に対して返還をしているという制度であったんですねと。そこを聞いています。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 現行と一緒に。現行でも保証人制度がありまして……。

○副委員長（原田素代君） ありますよね。

○社会福祉課長（原田光治君） はい、ありました。

○副委員長（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） ということは、保証人制度はあったけど、連帯保証人制度を今回入れたんだという、そこだけの違いですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田課長。

○社会福祉課長（原田光治君） 保証人としての制度が今までありまして、それはかわっておりません。解釈としましては、連帯保証ということで以前からかわってないということになります。

○副委員長（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければこれで質疑を終わります。

続きまして、議第34号和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合規約の変更についてを議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 議第34号につきましては、本会議で御説明をさせていただいたとおりでございます。補足説明はございませんのでよろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） では、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） これを読んだら、とにかく消費税がいろいろかわってくるんで、そのときにかえるんじゃないなくて、基本をきちっと800円にしといて、ひょっとして10パーセントになったらそのときには、もう改正が要らないわけですね。そういうことでこの条例を800円に改めるということなんですか。確認なんですけど。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 福木委員がおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○委員（福木京子君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければこれで質疑を終わりたいと思います。

続きまして、議第35号令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） 議第35号におきましては、市民生活部関連補足説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） それでは、令和元年6月議会定例会提出議案一般会計補正予算について補足説明させていただきます。

一般会計補正予算書の歳入は7ページ、歳出9ページ、それから補正予算資料2ページから5ページに記載しております一般財団法人自治総合センターが行う宝くじコミュニティ助成事業の一般コミュニティ助成事業の助成金の決定によるもので、今回2自治会が採択され3月26日に県を通じまして決定の通知がありましたので6月議会での補正予算の計上となりました。歳入、歳出とも300万円を計上しております。

補正予算資料5ページの説明欄の下から2つ目に負担金、補助及び交付金のところがありますが、実施地区でございますが、山陽地域の山陽2丁目にテーブル、物置、折り畳み椅子ほかコミュニティ活動備品としまして170万円と、桜が丘西6丁目にテント、物置、折り畳みテーブルほかのコミュニティ活動備品130万円でございます。宝くじコミュニティ助成事業は一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として集会施設やコミュニティ活動に必要な備品の整備等に対しまして助成を行う事業でございます。

補足説明は以上でございます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 一般会計補正予算（第1号）につきましては、保健福祉部は本会議で御説明したとおりでございます。補足説明はございませんのでよろしく申し上げます。

○委員長（光成良充君） では、執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） 例の複合施設の件なんですけど、質疑もありましたけど、私は厚生が

初めてなんで詳しいことがわかんなくて、光熱費の電気料と水道料金というのは、最初から案分と言われてたんですけど、これはどういうふうにお互い負担するというのは決められてたんでしょうか。ちょっとわからないんで、具体的にもう1回教えていただければ。今後修繕とかもあると思うんですけど。要するに指定管理で体育施設なんかはそういうふうにしてるんですけど、その辺のことをもう1回確認で教えていただければと思います。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原参事。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 先ほどの御質問ですが、施設の各部屋がありまして、その部屋の面積案分というのをしております。赤磐市指定管理者昭友会とOSKと分けてるんですが、指定管理者につきましては、昭友会が82.5%、それからOSKが10.6%、合計が93.1%で、残る6.9%が赤磐市の負担ということにしております。これにつきましては、指定管理者と赤磐市のほうで年度協定書というのを締結しております。それによって負担割りを確定しているものでございます。

○委員（松田 勲君） 最後ちょっと聞こえなかったんですけど。何割。

○委員長（光成良充君） 最後のほうが聞こえなかったと。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 済みません。昭友会が82.5%、OSKが10.6%、合計で93.1%、赤磐市が残る6.9%という負担割になっています。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） ということは、今後増減があったにしろ、市が払うのは6.9%ということで理解しとけばいいですね。案分と言われてたけど、面積割で6.9%を赤磐がもつと。これ6.9%というのはどの部分をいつてるんだらうか。面積割りっていうたら、市がどこら辺のところか6.9%なのかわかれば教えていただきたいです。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原参事。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 赤磐市の負担割り6.9%の部分につきましては、地域交流スペースというのが建物の1階正面玄関を入れて左側に部屋がございます。面積は120.42平米でこれを全体の面積から割り出すと6.9%ということになります。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） 地域交流スペースというのは、現在どういうふうに使われてるんですか。ちょっとわからないんですけど。

それと、修繕とかというのは何か基準があるんですか。ここは関係ないんですけど。修繕とか基準は何ぼ以上は市が見るとかあると思うんですけど、その辺をわかれば教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原参事。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 修繕につきましては、今のところはまだできたばかりですので、修繕とかというのが特には発生していませんので、まだその取り決めというのは特にはしてません。今取り決めをしてるのは光熱費の部分だけでございます。

それから、地域交流スペースの現在の使用状況ですが、これはまだ実はどういうふうな使い方をしていけばこれから地域交流、多世代の方々に利用していただけるかというのを模索しているところでございます。また、これは指定管理者の昭友会さんとOSKさんと協議を重ねていきながら、またほかの団体さんとかも話をしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 後から入ってきてちょっと知らなかったんですけど、修繕とか、今できたばかりだからそれはないと思うんですけど、最初にそういう話は決めてないと今後何かあったときに問題になることはないんですか。

それと、地域スペースがまだ決まってないと、これをどうするかどうするかというのは聞いていたんですけど、具体的にまだ未定だったんですか。何のあれも、地域の交流スペースということになってたから、地域の方との打ち合わせとかそういったのをやってたと思うんですけど、全く進んでないんですね。なら、使っていないのに割り振りで電気料金も水道料金も払ってる状況になるんですか。どうなんでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原参事。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 修繕につきましては、これ1年間は瑕疵担保がございまして、この1年以内であれば修繕とかが発生した場合は施工された大和リースのほうで修繕を行うということになっております。

内装以外につきましては、市のほうが分担することになっておりまして、内装につきまして

は、事業者等が分担するというふうに決めております。

以上でございます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 交流スペースの利用の件でございます。

当然建設中のころからいろんな団体、また指定管理者とも協議を重ねておりまして、先ほど申しましたが現在各保健福祉部の例えば介護の百歳体操とか、そういう地域の方々に使っていただくようなイベント、催し等を入れております。また、OSKさんも積極的に事業展開をするということをお話をいただいております、いろんなことに使っていただくということで、また地域のほうともお話をしながら何かあったらここも使ってこれというように呼びかけをして、多世代が交流できるようなスペースとして今後も活用していく予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） 大変申しわけないんですけど、よくわからないんです。

地域スペースは結構使い方によってはすごくいいスペースだと思うんです。式典をやったところだと思うんですけど、広いし、本当に環境の一番いい場所だと。それが、何かあったら使ってくださいという感覚でこのまま行かれるのか、もっと具体的にこういうふうにしていくというのが検討されるんかどうかというのをもう1回教えていただきたいのと。OSKさんとかに貸したりするんだったら、電気料金とかどうなのかとか、その辺の割り振りはどうなのかという不安、ちょっとおかしいなと思うんですけど。

あとそれと、修繕は1年、2年そりゃあないと思うんです。建物も普通だったら保証期間もあるから、その範囲内だったら多分業者がされると思うんです。問題は今後5年たち、10年たち、指定管理が終わった後のことも含めて、どういうふうに規定をされて、そういったのは最初に話を組まれてるんじゃないですか。話し合いをされてやらないとおかしいんじゃないかなと。後から言うのは言いにくいし、その辺、さっきの内装だけとか言って、内装でもどの範囲かとかもあるし。だからその辺も含めてされないんですか。今後詰めていかれないんですか。今は新しいから問題ないと思うんですけど、これが3年、5年たったら出てくると思うんです。その辺のことを決めてないとできないんじゃないですか。ふれあい体育館なんかは、もう修繕は何ぼ以下はやってくださいと一括で指定管理料を出してるわけですけど、それ以上は市がとか、いろいろ規定はされてるんです。それはできたばかりじゃないからそういうのができるんでしょうけど、これもし最初に指定管理でやらすんだったら最初に決めてないとおかしな話だと私は思うんですけど、どうなんでしょうか。もうそういうふうに国のほうも皆大体そうなってるんですか。

厚生に入ったばかりなんで、よくその辺の状況を聞かずにやってるんですけど、わかれば教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 交流スペースの件でございます。

交流スペース、管理は当然そこにおる昭友会さんに貸し借りの管理等はお願いしとるところでございますが、地域交流スペースは一応市が主催していくと、中心で引っ張っていくというようなことでさせていただいておりますから、OSKさん等が地域のためにということで催しをされても、そこにかかる電気代等は市のほうで持つというようなお話をさせていただいております。

それから、当然受け身ではなくて来たものだけを受けるというんじゃなくて、どんどん利用をしていくという方針で進めたいと思っておりますので、今後もっともっと事業、イベント等をふやして活性化を進めていきたいと思っております。教室とか講座とかいろんなことで使っていく。当然地域の人の……。

○委員（松田 勲君） もともと貸しスペースで考えてたんですか。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 当然自分のところの主催事業を進めていくんですけども、地域のほうからこういうことがやりたいからというようなお話がありましたら、検討せんといけんというふうに思っています。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

川原参事。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 先ほどの委員お尋ねの修繕の件につきまして昭友会、指定管理者と締結しております基本協定書、こちらのほうに対象施設の修繕等ということで分担を明記しております。済みません。

○委員（松田 勲君） 休憩してまとめて言わないと言うことが変わってきている。

○委員長（光成良充君） ここで、暫時休憩いたしますので、意見をまとめてからお願いいたします。

午前10時42分 休憩

午前10時49分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 済みません。先ほどの答弁のほうは撤回させていただきま

して、再度答弁させていただきます。

今お配りいただきました資料ですが、先月の厚生常任委員会にお出した資料で、これについては運営事業者の公募要項の抜粋でございます。事業者を募るときにこういうスタンスで市のほうはお願いしたいというものを出示しております、修繕のところについては、内装以外は市が持ちますが、内装については事業者さんのほうでお願いしますというふうに公募のときにお出した資料です。事業者が決まりまして、その中で協議をしていく中で、昨年9月に基本協定書を締結いたしました。その中に対象施設の修繕等の規定も組み込まれております。その中では、仕様書及び事業分担確認表というのもありまして、その表において事業者が行うこととなっているものを除きまして対象施設の修繕であるとか補修工事については、市のほうが責任を持って費用負担を行って実施するものとしますが、事業者の責めに帰する事由については当然修繕補修はしていただくというような規定を設けております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 松田委員、よろしいか。

○委員（松田 勲君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） これで見たら、光熱費は事業者になってるんですけど、赤磐市は丸がついてない。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） これにつきましても、先月の委員会のときに説明させてもらいましたが、公募のときにはこのようにさせてもらったんですが、その後協議におきまして、先ほど申しました費用分担になりました。

以上です。

○委員（松田 勲君） かわったんじゃ。

○委員長（光成良充君） この前は説明ありました。

松田委員、よろしいですか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） さっき内装は市が持つと言われとったけど違うんですね。内装以外が市ですね。

○健康増進課長（石原万輝子君） そうでございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） そもそもどういうふうに考えてたらいいんか。面積案分で5%に決め

たということでしょ。普通決めるのは面積で決めるんですか。どういふように考えたらええかなと思って。その案分のパーセント。基本は面積案分だということ。そういうふうにな面積しか決める、基本的に方法というのはない、いろいろ議論された中でそういうふうにな決められたんですね。ちょっとそこを面積案分だけで普通大体案分するもんなんですか。基礎的な疑問を持ったもんで。

○副委員長（原田素代君） 純粋な使用料をちゃんと請求してほしいということ。

○委員（福木京子君） どういふふうにな案分するものか。こういう施設は。こういう方法しかないということで、面積案分でパーセントを決めたということなんですか。ちょっとそこだけ確認を。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 協議において、共用部分は除いて、あと市が主に使うもの、あと指定管理者が使うものというところで案分したものでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） その考えはわかるんですけど、スペースの面積で案分したというふうにな、これしか案分する方法というのには基本的にはないんですか。いろいろ総合的に案分するといつたつて、基本的な考えがないと案分ができないですよ。だから、この建物については面積でこういうふうにな案分したというふうになしたということですか。そこだけ聞きたいです。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） おっしゃられるように面積で案分いたしました。

以上です。

○委員長（光成良充君） 他にございますか。

○委員（岡崎達義君） ほかでもよろしいか。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 衛生費のところ、風しん追加的対策委託料つていうのが出てますけど、赤磐市で風疹の患者つていうのはどのぐらゐの割合で出てるんですか。何人ぐらゐで。最近風疹が物すごくはやってるという話なんです、どれぐらゐの人がかかつてるんでしょうか。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 申しわけありません。この追加的対策が起こりましたのが、昨年7月以降に関東地方のほうで風疹の患者数が増加してということでございます。当然岡山県のほうでもあったかとは思いますが、その実数は、申しわけありません、把握しておりません。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） もう1回ここを確認したほうがいいと思うんですが、赤ちゃんのときに予防接種してないという年齢層がありますよね。その年齢層についてどうするかということいろいろ議論された中で国のほうが全面的に予防接種しますよというふうに決められたから、こういう予算が出てきたわけでしょ。だから、もう1回確認ですけど、何歳から何歳まで、赤磐市に何名ぐらいおられるか、それでこの予算が出てると思うんで、その基礎的などころを教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） この風疹対策は、現在は乳幼児期及び妊娠を希望する女性等を中心に行っているところでございますが、先ほど言ったように、風疹の患者が増加しているということで、その年代が、委員おっしゃられるように、制度の変遷上に風疹にかかわる公的な予防接種を受ける機会がなかった世代であります。そういった方々に今回追加的対策をするということで、具体的な対象者は昭和37年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれの方です。赤磐市内には5,380の方が対象者と捉えております。ことしは1年目ということで、より若い人たちに早く風疹の接種をということで、2,200人の対象者にクーポン券等を発行しております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

他にございませんか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） ちょっと戻るんですけど、3目の高齢者福祉の中で委託料の中に動画作成委託っていうのがあるんですけど、これは具体的にどういった内容でしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） これは、先月に少し説明させていただいたんですけど、通所付添サポート事業というようなものを今回立ち上げまして、その中で入浴通所サービスっていうのを行っていきたいと考えております。その中でこの動画はそういった事業の展開を映像で見て、ますますそういった形のボランティア活動等に積極的に市民の人に参加していただけるような動画を今年度中に作成したいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

松田委員。

○委員（松田 勲君） それはいいと思うんですけど、具体的にどういうふうに発信されるのか、またいつごろできるのか教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） これからは、住民参加型の入浴等あるいは百歳体操も積極的に進めていただいているところですが、そういったデイサービスの市民参加型のデイサービスのようなものを積極的に各地域で進めていきたいというふうに考えております。そういった中で今年度中にこういった動画ができたらいいなと思って作成したいと考えておるところです。

以上です。

○委員長（光成良充君） 松田委員、よろしいか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（光成良充君） 松田委員。

○委員（松田 勲君） 今年度中というのはわかるんですが、具体的にどういうふうに、つくったら発信されるのか、わかれば教えていただきたい。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 今年度後半でこの補正予算に上げております高齢者福祉の入浴サポート事業を展開していきたいと思っております。それには、やはり少し虚弱な方ですので、通所付添サポートっていうような通所の送迎をしていただくようなボランティアさんのグループもつくりたいと思っております。そういった市民の方が活躍する動画というのを一連で撮っていきなというふうに考えております。それを、今年度中に作成しまして、来年度しっかりと

ろいろな地域の中で啓発に使っていききたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 松田委員、よろしいか。

○委員（松田 勲君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

福木委員。

○委員（福木京子君） 今の問題なんです、いろいろ委託料やら負担金やら通所付添サポート事業なんです、これは具体的に入所サービスの委託料が12万円、動画作成が19万円、それから通所付添サポート事業補助金が9万6,000円とか、これはどういうふうに使われるんですか。動画は19万円で作成して、そういうふうな事業をやりますよというて市民を募集したりするんですが、現にもう通所サービス委託はどこかへ委託してやるんですよね。その辺は具体的にはどういうふうにするんですか。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 先月少し説明させていただいたんですが、これは岡山県が通所付添事業とそれから入浴事業といったような少し虚弱になった方たちに市民参加型でデイサービスのようなものをつくっていきましようみたいな事業を赤磐市でも展開していきたいなと思っております。2030年超高齢社会が到来するというようなこともありますので、今のデイサービス事業だけではひよっとしたら足りなくなるかもしれない、今からしっかりと準備をしていこうということで、ボランティアさんを募って少し虚弱な方のデイサービスの的なのができたらいいなということの足がかりということで、ことし事業を展開していきたいと思えます。それに必要な経費を今回岡山県の補助金を使ってここに上げさせていただいてるものがございます。通所付添サポート事業は1つの協議体のようなものができたらいいなということで進めていますので、そこに委託をした形で事業を展開したいと考えております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では他に質疑はございませんので、これで質疑を終わりたいと思います。

ここで、11時15分まで休憩にしたいと思います。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、議第36号令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題と

し、これから審査を行います。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 議第36号につきましても補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 本会議のときにも質問あったんですけども、風除室を設置するための経費っていうのが出てますけど、防犯対策のための風除室ってどういうことなのか説明していただきたいと思います、もう1度。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原参事。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 委員お尋ねの件ですが、今風除室をつけるところにはドアがありまして、そのドアはあけたらすぐ屋外になって、間に部屋も何もない状態です。あけたらいきなり部屋の中ということになりまして、防犯上これはよろしくないというのがその理由でございます。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） ということは、例えば風なんかがきついときに、ドアをあけるとすぐ風がばあっと入ってくる、そのための防犯も兼ねて部屋をつくるっていうことで理解すればいいんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原参事。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 今、委員おっしゃられましたとおりでございます、部屋も1つは事務室、もう1つは薬局の部屋です。風が入ってきたり、雨がはいってきたり、あとは鳥、この時期はツバメとかもありますが、そういうのも入ってくる可能性が十分ありますので、特に薬品なんかにつきましては、搬入する際にそういうのが入ってくるのは余りよろしくないというところもございまして、今回お願いするものです。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

○副委員長（原田素代君） いいですか。

○委員長（光成良充君） 原田副委員長。

○副委員長（原田素代君） 説明資料の5ページの保健衛生費のところ、今の風除室ですが、ここの説明の中に防犯という言葉はないですね。どこかに防犯って書いてあるんですか。どこに書いてあるんですか。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

川原参事。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 説明資料13ページのほうをごらんください。

以上でございます。

○副委員長（原田素代君） わかりました。

もう1つ。

○委員長（光成良充君） どうぞ。

○副委員長（原田素代君） 過去というか、今まであくまで、要するに医薬品等の搬入のときに雨がかかってもよくないので風除室がという説明で、防犯という説明は今回本会議場で初めて、ここに13ページの支出のほうを見ればわかったんですけど、防犯という言葉が出てくるんですね。あくまで風除室として予算を立てられてて、追加で防犯という言葉が出たんですか。最初から防犯という言葉はなかったんです。何で後づけなのかなと思ったんですけど。いわゆるセキュリティの問題の防犯なのか、今おっしゃってた鳥が入るだの、風が吹いたらどうのこうのっていうそういう防犯、そのレベルの防犯のことを言ってるんですか。ちょっと事情がよくわかんないんですけど。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原参事。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 今、委員おっしゃられたとおり、もろもろ含めた防犯という。あと事務室のほうにはカルテもございますので、そういうのも個人情報も入っておりますし……。

○副委員長（原田素代君） そのために風除室がいるのか。施錠の話でしょ。

○熊山診療所参事兼健康増進課参事（川原達也君） 今、施錠はできてるんですが、当然扉でするのでそこをあけ閉めするときに不測の事態が起こる可能性もございます。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 下山議員も本会議で言いましたように、そもそも設計の段階で、今から考えたら、やっぱりそういうものというのは細心の注意でそりゃあ要るじゃろうというのが本当はプロだったらわからにゃいけんと思うんですけど、それがわからなくて風除室という名前があって、そのときにきちっと全体的には風除室なんじゃけど防犯も含めた、これは最初設計しなかった落ち度と指摘されたらそうなると思います。だからその辺もひっくるめてやっぱり委員を説得するような説明を最初からすべきではなかったかなというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） その件につきましては、裏から出入りするということになれば、風除室が必要ということで今回させていただいております。当初の予定ではほかの病院等がされているような感じで、当然玄関のほうから薬品等を運ぶという想定をしとったと聞いております。ただ、使っていく中でそこは患者さんも多いことだから裏から入ったらどうかというような病院側からの意見、要望もございまして検討した結果、今回の補正という形になっております。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、なければこれで質疑を終わります。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第31号赤磐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第13号）から議第36号令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）までの4件について採決したいと思います。

まず、議第31号赤磐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第13号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数です。したがって、議第31号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第34号和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合同規約の変更について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第34号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第35号令和元年度赤磐市一般会計補正予算（第1号）について、これを原案のと

おり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第36号令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査の一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申し出をいたしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、このように申し出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他に入ります。

その他で委員または執行部から何かありましたら発言をお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 作本部長。

○市民生活部長（作本直美君） では、事業の進捗状況につきまして、市民生活部より2件、担当課長より御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 稲生課長。

○市民課長兼協働推進課長（稲生真由美君） 厚生常任委員会資料の市民生活部の資料2ペー

ジをお開きください。

市民活動実践モデル事業について説明させていただきます。

この事業は地域の活性化と協働のまちづくりの推進を目的として、市民活動団体から地域の課題の解決に向けた事業を提案していただき、市と協働で事業を実施するものです。平成28年度から始めております。同一事業につきましても、3回を限度に助成しております。

1 ページをお開きください。

今年度の実施事業の一覧をつけております。

事業には市民活動団体が考える地域課題を解決するため市の担当課と協働して取り組む市民提案型と、市が提案する事業に市民活動団体などと協働してより効果的な事業を展開する行政提案型の2種類があります。一覧表をごらんいただきますと、赤磐市野生動植物調査会からAKAIWA農業盛りあげ隊の4事業については、市民提案型になります。バズレ！赤磐のタネと運動支援ボランティア代表者の会は行政提案型になります。それぞれ協働して進める担当課と打ち合わせしながら事業を進めております。事業内容については、一覧表を御確認いただきたいと思っております。

また、平成30年度に事業展開しました実践モデル事業の報告会を9月に予定しております。決まりましたら委員の皆様にもお知らせいたします。

協働推進課からは以上でございます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、続きまして環境課から御説明いたします。

同じ委員会資料、市民生活部の3ページをお願いします。

赤磐市環境センターにおけるバグフィルターの交換についてでございます。昨年度1号炉のバグフィルターの交換を行いました。今年度引き続き2号炉において実施をいたします。平成26年の稼働時から日本ゴア株式会社製の製品を使っており、昨年度はこの製品と同じ物に交換をしたところでございますが、今年度につきましては、この製品の最新製品が9月に販売予定ということから、製品の品質及び性能等は保証した上で、また測定データの共有等を行うということで環境センターでの先行導入が可能となりました。また、先行導入ということで、価格面において通常に比して安価に修繕が実施できるというものでございます。現在のところ7月下旬から8月中旬ごろにかけての交換作業の予定となっております。

⑥の施行箇所の図をつけておりますが、焼却の工程経路中、バグフィルターの位置をお示ししておりますので、御参照いただければと思っております。

環境課からは以上でございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○市民生活部長（作本直美君） 市民生活部終わりです。進捗状況は終わりです。

○委員長（光成良充君） では、市民生活部の進捗状況について、質疑がある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 質疑がないようですので、保健福祉部は進捗状況のほうお願いいたします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） それでは、その他といたしまして、事業の進捗状況ともう1件その他で報告事項がございます。各課長のほうから御説明させていただきます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 1番、その他事業の進捗状況について子育て支援課から資料1ページ、第2期赤磐市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務入札結果を報告します。

契約方法は指名競争入札、入札日時は令和元年5月27日月曜日、入札業者は8者でした。予定価格は297万1,000円、決定金額は123万円、税抜きです。落札者は大阪市中央区南船場1の17の11、株式会社グリーンエコ、履行期限は契約の日から令和2年3月31日までです。

以上、子育て支援課からの報告を終わります。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 続きまして、1ページ下段のところをごらんください。

介護保険課からは、赤磐市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画第8期の入札結果について御報告したいと思います。

業務概要は御参照いただきたいと思います。

(1)入札方法ですが、公募型のプロポーザルとしました。審査実施日は令和元年5月22日月曜日、期間のほうですが契約締結の日から令和3年3月31日までの2年度です。応募事業者は1者で広島市中区の株式会社ぎょうせい中国支社、受託者株式会社ぎょうせい中国支社ということになりました。審査結果ですが、2,100点中1,825点ということです。契約日ですが令和元年5月10日月曜日、契約額は2年間の債務負担行為といたしまして749万5,400円で行いました。

以上でございます。

○健康増進課長（石原万輝子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 石原課長。

○健康増進課長（石原万輝子君） 続きまして、健康増進課からその他について御説明させていただきます。

資料は、添付してる資料の最後のページですが、このことについては、あかいわハートフル

太陽利用料金について5月のこの委員会において再度配付をとということでしたので、本日資料に添付させていただきました。よろしくお願いいいたします。

以上です。

○委員長（光成良充君） 執行部のほうから進捗状況について説明がございました。

質疑ございませんか。

岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 子育て支援課の事業策定支援業務入札が予定価格と決定金額が半分以下になってるんですけど、8者も入札して半分以下というのは、予定価格が高過ぎたんじゃないでしょうかと思うんですが、そこらあたりの見解をお聞かせください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 岡崎委員がおっしゃるとおり、確かに入札決定価格が予定価格の半分ですけれども、具体的に申しますと、入札の結果ですけれども、8者中3者が辞退しておりまして、落札業者に近い入札額を提示した業者はほかにも1者ありました。そのほか2者につきましても予定価格より少ない額でありました。確かに予算時の見積額が、おっしゃるとおり高い設定であったというのは、事実だと思います（後刻訂正）。

以上です。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 暫時休憩をお願いします。

○委員長（光成良充君） 暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時37分 再開

○委員長（光成良充君） 会議を再開いたします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 先ほどの課長の答弁につきまして、訂正をさせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

○委員長（光成良充君） はい、どうぞ。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 先ほどの子育て支援の計画の策定業務の件でございます。

当然、見積もり等で事業の予算は組ませていただいて、それにはどういう業務がある、これについては幾らであるというふうな感じで細かい積算をいただきまして、そちらのほうで予算を要求させていただいたところでございます。当然、その額に近いような額で入札された業者さんもおられますが、今回競争の中でいろんな工夫をされて低額で入札をいただいた業者があ

ったということで、今回の額となっております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 予定価格の半分以下で決定金額が決まってるわけですけど、この株式会社グリーンエコは責任持ってこの策定業務というのをさせていただけるんでしょうね。安いからといって手抜きがあったり、いろいろなところで不都合が出てくるようなことはないんでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 金額的には安価にさせていただいておりますが、当然うちのほうも監督をきちっとさせていただいて、必要な業務は必ずさせていただくようにしっかり確認をしていきたいと思っております。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

福木委員。

○委員（福木京子君） 8者で3者が辞退で5者なんですけど、これは大阪市なんだけど、全国的にはどういうふうなところにこういう業者の方が、あと5者はどういうふうにならばつとるんですか。県内なんかはないんですか。その辺の実態を教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 入札に参加した業者につきましては、県内の業者も数者ありました。

以上です。

○委員（福木京子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） そしたら、5者、具体的にいったらどこどこかというのはわかれば教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 手持ちで持ってます資料につきましては、業者の住所が記載されておりませんので、県内の業者、それぞれ正確な数はこちらで今すぐにはわかりませ

ん。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） わかる範囲で、県内が何者。こういうふうな身近なというか全国共通なんでしょうけど、できれば岡山県内と、普通はね、身近になると思うんですが。全国展開で大阪市のほうの落札者になってるんで、どういうふうになっていくのかなというふうな疑問があるもので、実態を教えていただければ。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 入札業者に関しましては、原課では選定できませんので、ちょっと今こちらの場合では回答できません。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

福木委員。

○委員（福木京子君） 業者名明らかに、それは後でもいいし、こういうふうな委託業者なんか、どういうふうなところにおられるのかと。そういう中で入札されていくんですけど、それぐらいは実態ぐらいは知ったほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので、また後でもいいですし。

それからもう1ついいですか。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） ここ下の介護保険が1者だったというのは、やっぱりこういう業者というのはそもそも少ないんじやないか。入札が公募型プロポーザルですけど、少ないんですかね、業者。1者だったということ。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 谷名課長。

○介護保険課長（谷名菜穂子君） 介護保険課のこの事業計画は全国一斉の市町がここです。そういった関係もコンサルタント業者と、それからそういうことが請け負える業者さんと、それから状態が全国一斉ということもありますので、今回は1者で少なかったのではないかなと予測されます。

以上です。

○委員長（光成良充君） 福木委員よろしいか。

他にございませんか。

○副委員長（原田素代君） 1ついいですか。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○副委員長（原田素代君） 今、馬場課長の御答弁がちょっと違和感を感じたんですけど、担当課として入札業者の名前をあかささないのだとおっしゃるけど、たしかパソコンで出てるんじゃないですか。一般的に入札業者は、何で委員会では報告ができないんでしょうか。ちょっとおかしくないですか。公開されてるものを委員会が求めたことについて委員会には答えられないんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 済みません、答えられないと申しましたのが、今私が手持ちに持っている資料のほうで業者名は記載されているものを持っているんですけども、業者の住所が記載されてませんので、岡山県内の業者が何者かっていうところまで答えられないという意味で回答できませんと述べました。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○副委員長（原田素代君） ちょっとこだわるけれど、今課長は担当課では答えられないとおっしゃったんです。手元に住所がないから答えられないという意味ではなくて、入札に関しては担当課が決めることではないので、答えられないとおっしゃったから、おかしいのではないですかって申し上げてるんです。だから、あくまで訂正で住所がわかれば報告するということだということでもいいのかどうか確認させてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 先ほど、答えられないと申しましたのは、もう1つ業者の選定について、子育て支援課ではどういうふうに把握してるのかという質問に対しまして、その業者を選定する業務まで担当課で携わっておりませんでしたので、答えられないですと回答しました。

以上です。

○委員長（光成良充君） 原田委員よろしいか。

○副委員長（原田素代君） いいでしょう。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 委員のほうからその他ございましたらお願いいたします。

○市民生活部長（作本直美君） その他まだございました。執行部よろしいでしょうか。

○委員長（光成良充君） どうぞ。

○市民生活部長（作本直美君） 前回のこの委員会のときに委員のほうから2点ほど御質問が

ありました。多賀のメガソーラーの土砂対策の関係と、それから北佐古田の現状についてということで、多賀のメガソーラーにつきましては、赤坂支所長のほうから御報告を、それからもう1件は環境課長から御報告させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○赤坂支所長兼市民生活課長（土井常男君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 土井支所長。

○赤坂支所長兼市民生活課長（土井常男君） 赤坂支所より5月の厚生常任委員会で質問のありました多賀地区のメガソーラー開発地の濁水の流出について現況を報告いたします。

降雨時に濁水が流出し、関係の皆様には大変御迷惑、御心配をおかけしております。

さて、多賀地区のメガソーラー開発についてですが、事業施行者としましては土砂の流出の防止、濁水の流出の防止、この2点において可能な限りの対策を行い工事を進めているところです。土砂の流出については防ぐことができておりますが、濁水の流出については特に6月に入って以降、降雨後目立つものと認識しております。これから雨の多い季節になりますので、市といたしましても指導権のある岡山県と十分な連携をとり、より一層の対策をとって工事を進めるように事業施行者をお願いをしております。今月6日には、既に造成工事の終わった第2工区洪水調整池の完成検査を岡山県と行っております。現在は既に造成工事の終わった第2工区からの濁水の流出は見られておりません。また明日梅雨期における防災対策の確認を岡山県と行う予定にしております。

赤坂支所からの報告は以上です。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） それでは、続きまして環境課から前回の委員会で岡崎委員のほうから御質問いただきました赤坂地域北佐古田地区におきます土の持ち込みの件について御報告をさせていただきます。これまでも赤坂支所を窓口といたしまして現地での立ち会いや確認等行っておりましたが、再度直ちに市のほうでも現場で事業者に会い、岡山県備前県民局と一緒に現地で再確認を行っております。現地はしゅんせつ土や復旧残土、そういったものを置かれている状態でございます。県のほうも引き続き定期的に巡視員が確認フォローを行っていくということでございました。市としましても、今後適正に行われるよう厳しく監視のほうを行ってまいりたいと考えております。なお、市内、市のほうも巡回、監視等を行っておりますが、不法投棄等、委員におかれましても情報がありましたらお寄せいただきたいと思いますと思っております。

環境課からは以上でございます。

○委員（岡崎達義君） 1つだけ。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） メガソーラーのほうなんですけど、おとといでしたか、山陽新聞に県

のほうでメガソーラーに関する条例を出すとかという話がありましたが、市の条例と県の条例とそごが生じた場合どちらを優先するんですか。県の条例を優先するわけですか。そこらあたりをちょっと教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 昨今新聞報道でもございます県のほうで太陽光に関する条例を検討を進められているということで聞き及んでおります。そごが出た場合ということでございますが、どういったケースになるかとは思いますが、基本的には県の条例が優先するものであるとは考えられますが、市の条例といたしましてもその辺を分析しながらどこまでできるのか検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 岡崎委員。

○委員（岡崎達義君） 県のほうがかかなり厳しいような条例が出そうなんです、その場合は市の条例を改正ということもあり得るわけですね。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 県の条文を見まして、市の条例で改正が必要であるというふうに判断されれば、改正の可能性はあるかとは考えます。

以上です。

○委員（岡崎達義君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 委員のほうからその他何かございますか。

○副委員長（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○副委員長（原田素代君） 保育士問題のその後についての御報告を委員会のほうにさせていただきたいということをあらかじめお願いしてたので、御報告をお願いします。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢部長。

○保健福祉部長（入矢五和夫君） 5月の委員会のほうで委員が提出されました赤坂ひまわりこども園の現状につきまして、事実確認等を行っております。この後課長のほうから御説明させていただきます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 5月の厚生常任委員会で原田委員から提示のありました赤坂ひまわりこども園の現状について、こども園園長に事実確認等を行っています。

園長の意見は次のとおりです。

子供に対する状況として、オリエンテーリングやマニュアルがない、ひいては説明がない、教えてくれないまま子供たちの対応を行っているという従事者からの指摘ではありますが、実際はこども園ではオリエンテーリングの時間はなく、園児がお昼寝についた時間帯に終礼を行い連絡事項の確認や園での共通理解に努めています。ただし、その終礼時も園児の見守りが必要なため、必ずしも全員が参加して行われてる状況ではないことから、連絡事項が行き届かないことがあった。その点、連絡票などを工夫することで連絡、連携の改善に努めています。また、マニュアルについては、基本的なものはあります、業務に従事する上で各職員がどこまでのものを求められているかはわからないが、かみ砕いての説明、すなわち相手によくわかるように丁寧に説明できるように心がけますとのこと。

それから、食べない子に対しての押さえつけや、食べきるまで食べさせるといった行為は園長はさせていないと明言していました。

どなる、呼び捨てなどの言動が乱暴であるという指摘については、熱くなってつい大声で指導したり愛着を込めて名前を呼び捨てて呼んだりすることがあったかもしれないが、当然望ましいことではない。声が大きくなるように気をつけることを終礼などで確認し合っているとのことでした。

それから、業務、勤務に対してですけれども、年度当初において任用事務等の遅延があったのは事実です。4月以降の臨時の職員の賃金単価の改正に伴う変更手続が滞って正式な通知が遅くなり申しわけないことになりました。今後このようなことがないように努めるとのこと。事務管理を行う子育て支援課としましても、この件に関しては反省し、管理を徹底するようにいたします。

それから、園長以外に園内の保育士等の意見、要望として、経験年数のある保育士は会計事務等一般の事務もこなさなければならないため、またこども園では保育園では持たない書類作成もあり、事務量が大変多くあるとのこと。このことが休憩時間がとれない、持ち帰りの業務があるといったことにつながっているようであります。余裕をもって保育に専念してもらうためにも、臨時の保育士等の職員を確保することが今後一番に改善すべき点とこちらも考えています。

園に対しましては改善に向けて園内の職員同士のミーティングを重ねることで風通しのよい職場環境づくりに努めてもらうようお願いしています。

以上、報告を終わります。

○副委員長（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○副委員長（原田素代君） ありがとうございます。

具体的な対応をしていただいていることはよくわかりました。一番大きいのは最後におっしゃったように職員の不足がさまざまな運用がうまく回らない原因であろうというのは非常に感じているのと、あとは例えば事務作業というのが大きかったりというときに、事務作業に特化した臨時の方ですとか、そのための職員さんという形の募集もありだと思います。保育士を募集してもなかなか応募は難しい状況でしょうから、保育士でなくてもできる事業はそういう形で補佐していただくことで、保育士が専念できる環境づくりっていうのも大事。

それともう1つ、一番私が危機感を感じたのは、休憩時間を申告するそうですが、周りを見るとみんな1と書いて判こを押してます。1時間の1を書いて判こを押してます。でも当然1時間なんか取ってないわけです。それはさっきの報告の中でもあったように。だから、私はそういう雰囲気があることが風通しとおっしゃるけれど、暗黙のうちのそんたくといいますか、自分はきょうとれなかったからゼロで出すということができない、声を上げにくい環境がそこにあるんだろうなと見えます。ですから、そういう意味では、オリエンテーリングっていうのは雇用の際の一番最初の説明のことを言ってるんで、毎日オリエンテーリングを求めているわけじゃないんです。一番最初そこに配置されたときにオリエンテーリングがあるのかないのかっていうことというとなかったということです。終礼っていうのも、お昼のときに連絡をするのでは間に合わない連絡事項っていっぱいありますよね。朝の親御さんとの引き渡しの際に申し送りがあったそれをちゃんと保育士が把握してないで昼まで知らなかったということが問題だと思うんです。だから、そういう意味で副園長制度もとっていて、いわゆる担任制度、臨時がいて、副園長、園長の制度あるのだから、そこはもうちょっと園長や副園長が細かい気を使っていたらいい、連携がとれるようなものにしていただきたいし、その物が言えないような雰囲気になってないかということが大変気がかりであります。だから、当面はとにかく専門の職員の配置、それからできるだけ連絡体制の充実、園長、副園長はそここのところに気を配っていただいて、改善を進めていただければいいんじゃないかなと思います。

とにかく私は、いわゆる昨年度の大量退職者が今年度また出るようなことがあったら、今の細かい報告ではありましたが、現場は改善されてなかったと言わざるを得ないと思います。ですから、二度と今年度退職者が出ないことを願っておりますが、そういう意味で課長や部長が気を配っていただいて、職員の声がきちんと皆さんのもとに来たときに、市は対応するという制度をつくってほしいと。泣き寝入りで皆さんやめていくっていうことにはしていただきたくないということをあえてつけ加えさせていただきます。今後も担当委員会ですから、注意をしていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

大森委員。

○委員（大森進次君） 今ちまたでうわさになつるといふたらおかしいかもしれんですけど、産業廃棄物なんですが、廃プラスチックの処分についてお聞きしたいなと思ってます。処分するために海外、中国などに輸出で持ち出しをしておるんですが、各国受け入れを拒否するとか返すとか、禁止となっているということで、国内でも処分することになると発表があったが、その処分を各地方自治体で協力してもらえないかという要請を行うと先月発表があったんですけども、赤磐市は県、国からのお話があったのかそこら辺をお聞きしたいなと思ひまして、よろしくお願ひをします。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○環境課長（大窄暢毅君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大窄課長。

○環境課長（大窄暢毅君） 環境課からお答えさせていただきます。

先般、5月20日付で環境省から各都道府県宛て、それから5月27日には県から市宛てに事務連絡がございました。内容につきましては、廃プラスチック類において緊急避難措置として必要な間焼却施設で積極的に受け入れ及び処理を検討されたい旨の通知及び意向調査でございます。

赤磐市としましても情勢を鑑み十分な検討を行いました。焼却能力において現在余力がないこと、またもともと高質ごみ傾向でございますことから、機器保護の観点や焼却量の減少ということを防ぐために、今回については受け入れはできないということで回答させていただいております。とはいいいましても、今後国全体としても処理に要する絶対量、今回の調査結果等もあろうとは思ひます。引き続き本市の状況も現状をつかみながら動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） 大森委員、よろしいか。

○委員（大森進次君） はい、ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 委員のほうから他にございますか。

○委員（福木京子君） いいですか。

○委員長（光成良充君） 福木委員。

○委員（福木京子君） 保育士の問題で相当議論をして、深刻だったということで、市のほうが園長や保育士の要望なんかもお聞きはされて報告はあったんですが、これが報告がされても、長年のことの中でなってる可能性がある。長年といっても認定こども園は一昨年の10月からか、そういうことなんですけども、やっぱりなかなかすぐにはなくなる、なかなかいいようには、相当の努力が要すると思うんですが、今報告があったように事務量が相当あって大変

なわけで、臨時保育士の確保ということが言われとんです。この辺を具体的にどうするのか、こういう結果だったという報告は受けとんですが、それについて、そしたら臨時保育士をどうするのかとか、その辺をもう少し突っ込んだ検討をされたのかという、その報告ももう少し説明願いたいと思います。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 臨時の保育士の確保につきましては、募集等を随時行い確保に努めます。それから、事務量についての補佐的な業務に携われる職員の配置等についてですけれども、こちらもすぐには対応できませんが、今後そういった人員を確保するための予算化といったことを考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

福木委員。

○委員（福木京子君） そういう検討をされたことは具体的にやっていただきたいと思うんです。それから、やっぱり保育といたらここからここまでというあれがなくて、内容をよくしようと思ったら、皆一生懸命されると思うんですが、やはり労働条件もちゃんとしてあげるためには、そういう保育の内容も分析して、直せるところは直して、時間を短縮するとか、そういう努力が物すごく要ると思うんです。だから、その辺の指導とか常に意見を聞いたり、そういう指導が要るんじゃないかと思うんですが、その辺を再度もう少し説明願いたいと思います。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 馬場課長。

○子育て支援課長（馬場弘祥君） 今回赤坂のひまわりこども園ということで保育士と面談等を行っておりますけれども、他の園の保育士とも面談等を行い、いろいろ意見を集約して、保育士からの要望をこちらで改善できる点につきましては、今後努めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 福木委員、よろしいですか。

○委員（福木京子君） いいです。

○委員長（光成良充君） 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、ここで手持ち資料に1枚配らせていただいているんですが、7

月の厚生常任委員会の視察について皆さんに御報告を。

7月18日の木曜日が厚生常任委員会第7回になるんですが、行程案としまして10時市役所出発しまして、とよたキッズクラブ、いろどりクリニックを車の中から見させていただいて、ハートフル太陽、赤坂ひまわりこども園を視察いたしまして、その後赤坂支所のほうで昼休憩をとらせていただいて、1時から多賀のメガソーラーを見て市役所へ帰ってきて、14時45分から委員会を開くという形で今案をつくっておるのですが、皆さんいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

では、この形でさせていただきます。昼食につきましては、どういたしましょうか。こちらに一任していただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員（光成良充君） 考えておきます。

それと、県外視察です。前回去年の委員会では赤穂市のほうへソーラーの条例について視察に行かせていただきました。皆さんのほうで県外視察、市外の視察でもよろしいんですが、こういうところへ視察へ行ってみたいという御意見がございましたら、その辺考えてまたお聞かせいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、ほかにございませんようなので、これで閉会にさせていただきますと思います。

では、閉会に当たりまして、前田副市長のほうから御挨拶いただきたいと思います。

○副市長（前田正之君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 前田副市長。

○副市長（前田正之君） 本日は第6回の厚生常任委員会を開催していただきまして、大変お忙しい中、予定の条例案件4件を慎重に審査していただき、可決をいただきました。まことにありがとうございます。また、先ほどは進捗状況の御報告をさせていただきます中でいろいろと御意見のほうをいただきました。いただきました御意見を真摯に受けとめまして、これからの業務の推進に生かしていきたいというふうに思っております。大変お忙しい中、本日はまことにありがとうございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

長時間にわたりお疲れさまでした。

これで本日の委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午後0時8分 閉会